

4 納期限内の納付にご協力ください 税は暮らしを支える大切な財源です

税金は、医療や教育の充実、道路整備など、わたしたちの暮らしを豊かにする町の大切な財源です。忘れないように、納期限までに納付してください。

町税等（町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）は、定められた期限までに納税者が自主的に納めるものです。町では、この納税本来の姿である自主納税を推進しています。

滞納すれば、延滞金や督促手数料が完納するまでの日数に応じて課金されますので、納期限内の納付にご協力ください。

< 税金を納めないと・・・ >

①滞納すると高率の延滞金や督促手数料が徴収されます。

②財産調査を行います。

- ・勤務先への給与調査
- ・金融機関への預貯金調査
- ・生命保険会社への保険加入状況等調査
- ・取引先への売掛金調査
- ・官公庁への不動産等調査
- ・自宅等への搜索

③不動産、預貯金や給与、搜索等で押収した物品を差押えます。



▲差押えされた物品の公売会の様子

滞納の徴収強化！

期限内に納められた多くの町民の皆様との公平性を保つために、福岡県地方税収納対策本部職員とともに滞納の徴収強化に取り組みます。

福岡県と桂川町が連帯して税の徴収対策を強化することを目的に、福岡県地方税収納対策本部筑豊地区特別徴収班から4人の職員が、5月1日に派遣されました。任期は5月から2月末までの10カ月間で、本町の税務課職員と共に滞納整理推進に携わります。

本町では、この機会に、県が持つ優れた徴収ノウハウを吸収し、従来の滞納対策の取り組みに加え、町民税などの地方税のさらなる徴収率向上を図ります。



問合先 税務課 収納対策室 ☎ 65・1076